

## 旭川市男女共同参画推進団体登録要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する男女共同参画事業への協力を得るために、男女共同参画社会の実現に資する活動を実施している団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

### (登録の要件)

第2条 旭川市男女共同参画推進団体として登録できる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 活動内容が男女共同参画社会の実現に寄与するものであること。
- (2) 活動目的が明記された規約、会則その他これに準ずるもの（以下「規約等」という。）を持つ団体であること。
- (3) 構成員の半数以上が旭川市に居住又は通勤・通学し、旭川市内で活動している団体であること。
- (4) 団体の活動が、営利、宗教又は政治活動を主たる目的としないこと。
- (5) 構成員に暴力団員がいないこと。

### (登録の申請)

第3条 登録の申請をする団体（以下「申請者」という。）は、旭川市男女共同参画推進団体登録申請書（新規・更新）（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 団体の規約等
- (2) 活動内容が確認できるもの（任意の活動報告書及び活動計画書）

2 登録の申請は、随時行うことができる。

### (登録等)

第4条 市長は、前条第1項に規定する登録の申請があったときは、内容の適否を審査し、登録することを決定したときは、登録の有効期限を明示して申請者に書面で通知するものとする。

2 登録の有効期限は、前項に規定する登録を決定した日の属する年度の翌年度の4月末日までとする。

3 第1項の規定による審査の結果、登録しないことを決定したときは、その理由を付して申請者に書面で通知するものとする。

### (活動報告書等の提出)

第5条 前条第1項の規定による登録の決定を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、

当該登録の決定を受けた日の属する年度が終了したときには、旭川市男女共同参画推進団体活動報告書（様式第2号。以下「活動報告書」という。）に当該年度における活動内容を記載し、翌年度の4月末日までに市長に提出するものとする。

（登録期限の更新）

第6条 市長は、登録団体が登録の有効期限を超えて引き続き登録団体としての活動を希望するときは、当該登録団体の申請によりその登録期限を更新することができる。

2 前項の申請は、活動報告書を合わせて提出することにより行うものとする。

3 第3条第1項（同項各号に掲げる書類の添付に関する部分を除く。）及び前2条の規定は、第1項の登録期限の更新について準用する。

（登録内容の変更）

第7条 登録団体は、第3条第1項に規定する登録申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに旭川市男女共同参画推進団体変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（登録の取消し）

第8条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、旭川市男女共同参画推進団体登録取消届（様式第4号。以下「登録取消届」という。）を市長に提出するものとする。

（1）第2条に規定する登録要件を欠いたとき。

（2）登録団体が活動を停止したとき。

（3）登録団体が解散したとき。

2 前項に掲げる場合のほか、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると市長が認めたときは、当該登録団体に対して登録取消届の提出を求めるものとする。

（1）登録申請書の記載内容又は添付書類の記載事項に虚偽の記載があったとき。

（2）登録団体としてふさわしくない行為があったとき。

（登録団体に対する支援）

第9条 登録団体は、次の各号に掲げる支援を受けることができる。

（1）本市が実施する男女共同参画に関する事業の情報提供

（2）旭川市ときわ市民ホール内女性活躍推進部女性活躍推進課分室「ハーモニー」の使用

（3）ハーモニー内に設置されている印刷機の使用

（市の事業への協力）

第10条 登録団体は、本市が実施する男女共同参画に関する事業について、積極的に参加

するとともに、市の要請に応じ、事業の周知や実施に協力するよう努めるものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。